

保育料（保護者負担金）について

入所申込時に提出いただく「同意書」内にも記載があるとおり、決定されている保育料は滞納せずに納期限内にお支払いいただかなければなりません。

正当な理由がなく保育料（利用者負担額）を滞納した場合は、保育の実施を解除する場合があります。また、振込相談等の連絡なしで滞納が続く場合はご家庭への訪問を行うこともあります。

保育料はお子さん達を預かる保育所等の運営に必要な財源となりますので、ご協力よろしくお願いたします。

保育料の納入について

・公立保育所、認可私立保育所

- ① **口座振替** ※原則、口座振替での納付となります。入所決定後に配布する「預貯金口座振替依頼書」にて口座登録の手続きをお願いします。

振替日：毎月 15 日（土日祝日の場合は、翌営業日）

取扱金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、農協

- ② **納付書** 月初めに施設を通して配布します。

納付期限：毎月 15 日（土日祝日の場合は、翌営業日）

納付場所：役場内銀行、上記の金融機関、コンビニエンスストア

※納付場所の詳細は、納付書の裏面にも記載があります。

・認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所

各施設への直接支払い（詳しい納付方法は各施設へお問い合わせください。）

保育料の算定について

・父母の「**市町村民税所得割課税額**」で決定します。ただし、祖父母等が生計の中心者の場合は祖父母等の税額も含めて算定します。

※① 父母のみの収入で生計維持が難しい世帯であるかの判断基準は、父母の収入（手当、養育費を含む）が生活保護基準額を超えているか確認します。

※② 保育料算定時の「所得割額」とは、住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除、株式等譲渡所得割額控除を適用する前の税額です。

※③ 海外居住により課税情報がない保護者については、海外勤務期間中の所得額・控除額等が確認できる書類の提出が必要です。

・市町村民税所得割課税額は本町税務課税台帳、世帯状況は住民基本台帳により確認します。

・保育料の年齢区分は、年度初日（4月1日）現在の入所児童の年齢を基に適用します。

●保育料の切替について（毎年9月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分（H31年度）の市町村民税額に基づく算定					当年度分（R2年度）の市町村民税額に基づく算定						

●保育料算定の情報がない場合について

未申告等で税情報がない方は、正しい保育料の算定が出来ないため、最も高い階層区分の保育料を算定します。（無収入の方も申告が必要です。）

下記条件に該当する方は、保育料算定に必要な書類の提出をお願い致します。

・平成31年1月1日時点で町外在住の方（軍人・軍属の方を含む）

① 令和2年4月～8月の保育希望

→ 『平成31年度課税証明書』または『2018W-2 (Wage and Tax Statement)』

※H31.1.1時点の住民登録市町村で発行

② 令和2年9月～令和3年3月の保育希望

→ 『令和2年度課税証明書』または『2019W-2 (Wage and Tax Statement)』

※R2.1.1時点の住民登録市町村で発行（令和2年6月以降より発行可能です。）



●保育料の階層変更について

保育料の切替時期以外に、世帯の状況が変更になった場合は保育料が変更となることがあります。

確認が必要な場合は子ども家庭課までお問い合わせください。

（婚姻、離婚、世帯員の増減、児童扶養手当の支給開始・停止・廃止、税の修正申告など）

※税の修正申告等により市町村民税額が変更となった場合、保育料が変更となる場合は該当月に遡り変更を行います。変更により差額が生じた場合は、追加納付、充当、還付等の処理を行います。

●保育料の軽減について

・同一世帯の就学前児童が保育所等や幼稚園、特別支援学校幼稚園部等を利用している場合、多子軽減の対象となり、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

認可外保育所や町外の私立幼稚園等に在園している場合は、『在園証明書』の提出が必要になります。

申請希望の方は子ども家庭課までご連絡ください。

（町内の認可保育所や町立幼稚園に在園している場合は、届出の必要はございません。）

【1号（幼稚園、認定こども園）と2号・3号（保育所等）で多子計算のカウント方法が異なります。】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
1号 （幼稚園等）	2歳以下はカウントなし			第1子（全額）、第2子（半額）、第3子（無料）			小4以上は カウントなし			
2号・3号 （保育所等）	第1子（全額）、第2子（半額）、第3子（無料）						小1以上はカウントなし			

（例）第1子が小3、第2子が5歳（1号）で幼稚園利用、第3子が2歳（3号認定）で保育所利用の場合

→ 第2子：小3以下の範囲で数えて「第2子カウント」になるので、半額

→ 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて「第2子カウント」になるので、半額

・年収約360万円未満相当の世帯の場合、算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されます。

	市町村民税 課税所得割額	対象世帯	軽減割合
1号 （幼稚園等）	77,101円未満	一般世帯	第2子（半額）、第3子以降（無料）
		ひとり親世帯等	第2子以降（無料）
2号・3号 （保育所等）	57,700円未満	一般世帯	第2子（半額）、第3子以降（無料）
		ひとり親世帯等	第2子以降（無料）

※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害者（児）がいる世帯です。

●寡婦（夫）控除のみなし適用について（子ども家庭課にて要申請）

対象：婚姻歴のないひとり親世帯のうち、保育料が発生している世帯

留意事項：①のみなし適用を行っても、保育料に変更がない場合もあります。

②年度ごとに申請が必要となります。

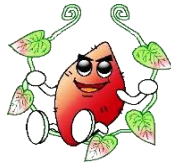
税法上で寡婦（夫）控除が適用されない状況があるため、婚姻歴の有無により保育料に格差が生じないようにのみなし適用を行うことができます。

★ 3号（4/1時点で3歳未満）の
保育料（保護者負担金）
基準額表

（単位：円）

入所申込の際にご提出いただく「同意書」内にも記載があるとおり、決定されている保育料は、滞納せずに納期限内にお支払いいただかなければなりません。

保育料は、お子さん達を預かる保育所等の運営に必要な財源となりますので、ご協力よろしくお願い致します！



階層区分	定義		標準	短時間	
第1階層	生活保護世帯		0	0	
第2階層	市町民税 非課税 世帯	一般世帯	0	0	
		母子及び父子、障がい者世帯等	0	0	
第3階層	町民税 所得割 課税額	48,600円未満	一般世帯	17,000	14,000
			母子及び父子、障がい者世帯等	8,000	5,000
48,600円以上 97,000円未満		48,600円以上 77,101円未満の 母子及び父子、 障がい者世帯等	8,000	5,000	
		上記以外の世帯	25,000	22,000	
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		34,000	31,000
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		37,000	34,000
第7階層		301,000円以上 397,000円未満		39,000	36,000
第8階層		397,000円以上		50,000	47,000

【3～5歳児クラスのお子さまを持つ保護者の皆さま】

3～5歳児クラスのお子さまは、「保育料」は無償となりますが、「給食費内の副食費（おかず代）」は保護者からの実費徴収を行うこととなります。（「給食費内の主食費」は町補助により免除となります。）
徴収金額及び徴収方法は、施設により異なりますので直接お問い合わせください。

※給食費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用とされているため無償化対象外となります。

主食・・・お米、麺、パンなど

副食・・・おかず、おやつ、ミルクなど

★副食費の徴収免除対象者について

下記①②に該当する徴収免除対象者については、実費徴収はありません。

徴収免除対象の方には、嘉手納町子ども家庭課より「副食費免除決定通知書」を送付いたします。

- ① 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ② 第 3 子以降の子ども

	市町村民税 課税所得割額	対象世帯
1号 (幼稚園等)	77,101円未満	一般世帯
		ひとり親世帯等
2号 (保育所等)	57,700円未満	一般世帯
		ひとり親世帯等

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障害者（児）がいる世帯です。

入所申込の際にご提出いただく「同意書」内にも記載があるとおり、決定されている給食費（副食費）は、滞納せずに納期限内にお支払いいただかなければなりません。

相談等をせず正当な理由なく滞納した場合は、保育所等の利用継続ができなくなる場合があります。

